

人権救済基金運営委員会

人権救済基金 ニュース

Human Rights
Relief Fund
NEWS

第49号

2023.6.19 発行

京都弁護士会

人権救済基金運営委員会

〒604-0971 京都市中京区富小路通丸太町下ル

TEL (075) 231-2378

WEB <https://www.kyotoben.or.jp/>

top news トップニュース

人権救済基金のご利用と ご寄付をお願いします

京都弁護士会 会長 吉田 誠 司



今から30年前の1993年、当会に「人権救済基金」という制度が生まれました。高齢者や子ども、障がいを持つ方、外国人、消費者など、人権の保障が未だ十分でない人々に関するものでありその解決が公益的意義を有する事件について、当会が弁護士費用などを援助する制度です。これまでに援助してきた事件は本ニュースに記載してあり累計で79件にのぼります。事件の一覧をあらためて眺めると、この30年の人権救済の闘いの歴史を実感いたします。

この制度で援助できる費用は1件80万円を限度としていますが、公益性があるかどうか重要な審査要件であり、勝訴の見込みを必ずしも必要としない点で、法テラスの行う法律援助とは違いがあります。難しいけれど司法に問わねばならない公共性のある事件を抱えている先生方がおられると思いますが、費用面で心配があるときは、人権救済基金の利

用をぜひご検討ください。

他方で、この人権救済の取り組みを継続していくためには、基金の安定と充実が不可欠です。現在の基金の残高は本ニュース末尾記載のとおり約1316万円ですが、将来、この基金の果たす役割が大きくなってきたときにどこまで対応できるかは心配もあります。基金は、弁護士会員と市民の皆様からの寄付によって成り立っています。一人でも多くの弁護士会員に基金の維持会員となって頂きたいと思えます。また、事件の解決時や相続の場面で寄付に適する金員がございましたら、ぜひともお声がけ頂き、基金の充実にご協力をお願いいたします。

弁護士以外のお知り合いの個人や企業にも、人権救済基金という制度とその意義を広くお知らせ頂き、ご賛同頂ける場合にご寄付をお勧めして頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

第27回法律援助を広げる 市民のつどい

人権救済基金運営委員会 委員 大久保 勇 輝

はじめに

令和5年2月18日(土) 京都弁護士会地階ホールにて「第27回法律援助を広げる市民のつどい」を開催いたしました。

当委員会では市民の方々に京都弁護士会の人権救済基金の制度と理念を紹介するとともに、そのご支援をお願いするべく毎年この「つどい」を企画しています。例年、人権救済基金が利用された実際の事例の報告のほか、講演・ミニコンサートを行ってまいりました。昨年までは新型コロナウイルスの影響で実会場での実施ができておりませんでした。本年はコロナウイルスによる規制も緩和されてきたこともあり、例年の講演・ミニコンサートを復活させて実会場での開催となりました。

事例紹介

鈴木治一弁護士会前会長による開会のご挨拶と、長谷川純一人権救済基金運営委員会委員長から人権救済基金の制度の説明があった後、実際に人権救済基金の援助を受けた事例報告を大杉光子弁護士に行っていました。



鈴木 治一前会長



大杉 光子弁護士による事例報告

今年的事例報告は、新聞報道などでも取り上げられた事例でご存じの方も多いかもかもしれませんが、障害基礎年金を受給する親が児童扶養手当を申請すると夫婦なら受給できるが、ひとり親は事実上受け取れないとした昨年以前の児童扶養手当法関連規定は法の下平等を定めた憲法14条に違反しているとして、府に対して支給停止処分の取り消しを求めた裁判について的事例報告となりました。

この裁判において、府側の主張が自己矛盾をはらんだものであったことや、審理を担当した裁判所の問題を解決しようとする姿勢について、大杉弁護士から報告がありました。特に印象に残ったのは、第1審の裁判所が合議体であったにもかかわらず、「保障」と「補償」との日本語の使い分けなど、明らかな誤りと見られる箇所が数十か所にも上っており、裁判所の人権救済に対する意識の低さが露呈したという点でした。第1審では原告敗訴の判決が下ったということが報告されました。

「つどい」の時点では控訴審を控えている状況で、本記事執筆時点でも控訴審の審理が間もなく行われるという状況ですので、今後の裁判所の判断に注目したいところです。

ミニコンサート

本年は融解(木造)建築様にピアノとフルートによる演奏をいただきました。ロックバンドを再構築したこのデュオユニットはリズムカルなテンポで旋律が繰り返る曲のイメージをしやすい素敵な演奏でした。数多くの楽曲を披露していただいた45分程の演奏は心に響くものであり、会場の皆様も聞き入っている様子でした。



融解(木造)建築様の演奏

ウスビ・サコ氏による講演

事例報告の後、ウスビ・サコ先生から「多様な価値観を配慮する『真実の弁護』の捉え方」と題してご講演をいただきました。

ウスビ・サコ先生は、マリ共和国で生まれ、中国での留学を経て京都大学大学院工学研究科建築学専攻博士課程を修了され、京都精華大学の前学長を務められた空間人類学を研究している先生で、テレビなどにも出演しておられます。

講演ではまず、ウスビ・サコ先生がマリ共和国で生まれ、高校卒業まで育ってきた間に培ったマリ共和国の文化・価値観をお話しいただきました。マリ共和国における日本とは異なる文化・価値観を紹介していただきました。

ウスビ・サコ先生は高校卒業後、マリ共和国を離れ、現在では日本での生活が最も長く、日本国籍も取得しているれっきとした日本人です。また、多言語を習得されており、英語・バンバラ語・フランス語・中国語・

日本語(関西弁)を操るマルチリンガルなのですが、京都で日本人に道を尋ねると「英語わかりません!!」と言って敬遠されるなど、人種に対する偏見が依然として残っていることや、日本語によるコミュニケーションの難しさなどをご紹介いただき、文化の多様性と多様な価値観についてお話をいただきました。そして、今後加速する、グローバル化に向けて価値観の多様性がより鮮明になることや、その時に向けての心構えなどについてお話をいただき、筆者も思わず聞き入ってしまいあっという間の1時間の講演となりました。

おわりに

最後に、ご支援いただきました市民の皆様には深く御礼申し上げます。

人権救済基金は市民の皆様や会員からの寄付によって成り立っている制度であり、今回の事例報告のような事件の支援に役立てられているもので、制度が果たす役割は非常に重要です。今後とも人権救済基金へのご理解・ご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。



人権救済基金事件報告

ウトロ放火事件 被害者弁護団の活動報告

弁護士 大杉光子

1 ウトロ放火事件について

2021年8月30日、ウトロ地区で7軒の建物が全半焼するという火災が発生しました。2軒は現住建造物で、うち1軒には室内に現に人がおり、煙に気が付いて避難したものの、人的被害が出てもおかしくない状況でした。また、最初に燃えた倉庫は、ウトロ地区の住民たちが作った看板や行事の際に使われるブルーシートなどが保管されており、いわばウトロ地区の歴史が保存されている場所でしたが（看板は2022年4月開館のウトロ平和祈念館に展示予定でした）、それらもこの火災で焼失してしまいました。

当初は失火として処理されていたのですが、名古屋の民団や韓国学校の放火事件で逮捕された人物がウトロでも放火したと述べたことから放火事件であったことが判明しました。結局、名古屋の事件は建造物損壊・器物損壊、ウトロの事件は非現住建造物放火で起訴され、京都地裁で併合審理されることになりました。

2 ウトロ地区について

ウトロ地区は、第二次世界大戦中に軍事飛行場建設のために集められた朝鮮人労働者の飯場があった場所です。集められた朝鮮人労働者は戦後も放置され、本国に帰るに帰れなかった人たちに加えて、住まいや働く場所を求めて流れ込んできた人たちが朝鮮人集落が形成されていきました。飛行場建設地とともにウトロの土地も日産車体に引き継がれましたが、長い間、上下水道も整備されないまま放置されてきました。

1980年代のバブル期にウトロ地区の土地は転売され、その不動産業者が住民たちに立ち退きを迫り、明け渡し訴訟を提起しました。歴史的経緯を無視するものとしてウトロ住民を支援する運動が起きましたが、2000年に最高裁で住民敗訴が確定してしまいました。

明け渡し強制執行の不安にさいなまれつつ、ウトロ住民たちが様々な方面へ働きかけを続けた結果、韓国政府からの支援を引き出し、土地所有者との合意により、韓国政府からの支援金を含めた寄附金等による基金によってウトロ地区の土地を買い取り、その土地の上に宇治市が公営住宅を建設して住民が住めるように

するという形での解決がなされることになりました。詳しいウトロの歴史や現在に至る経緯、住民たちの暮らしぶりや思い等については、中村一成氏著「ウトロここで生き、ここで死ぬ」（三一書房2022年出版）をお読みいただければと思います。

3 弁護団の活動

当初は、上瀧浩子弁護士と富増四季弁護士の二人が被害者の代理人となり、検察官に対して現住建造物放火事件として起訴するように求める等の活動を行っていましたが、結果としては非現住建造物放火での起訴となりました。

その後、豊福誠二弁護士、具良玉弁護士、玄政和弁護士と私が加わり、6名の弁護団となりました。

刑事裁判における被害者代理人としての活動なので、裁判に顕出するためには検察官を通じて行うことが必要です。

弁護団は、ウトロ地区に何度か行き、被害現場を確認するとともに、焼失した家屋に住んでいた住民等の直接の被害者だけでなく火災を目撃した住民も含めて住民たちからお話を聞いたり、刑事手続の説明をしたりして、被害者の個別の思いや意向を確認していきました。

その上で、弁護団としては、2つの点について、裁判で主張立証させたいと考えました。一つめは、ウトロ地区は「不法占拠」ではないということ、二つめは、本件をヘイトクライムとして処罰すること、つまり、差別目的を動機の悪質性として量刑に反映させるということです。

一つめについては、ネット上では、ネトウヨと言われる人々を中心とした在日朝鮮人に対するヘイトスピーチの中で、ウトロ地区について「不法占拠」であると非難する言説が多数流されています。本件の被告人も、そのような言説をネットで見て、ウトロ地区を標的にしたと述べていました。しかし、実際には、前述のように土地所有者との合意が成立しており、現在のウトロ地区は不法占拠状態にはありません。とはいえ、「最高裁で明け渡しの判決が確定している」とだけ聞けばその様な誤解がそのまま受け容れられてしま

うおそれがあり、そうなる、「ウトロ地区が不法占拠だから狙った」という被告人の主張が、法廷でもこの裁判の報道の中でも繰り返されてウトロ住民に対する二次被害が引き起こされるおそれがありました。

そこで、検察官に対して、土地所有者との合意文書を整理して解説するとともに、土地所有者がNHKの取材に対して「住民との間でかつてあった土地問題は、すでに解決していて、いまは全く争いはありません。」と回答していること等も説明し、まずは「不法占拠」ではないことについて理解をしてもらいました（本当は国際人権法に基づく居住の権利等から主張したかったのですが、被害者弁護団が直接裁判所に対して主張立証できるわけではないという刑事事件の構造上、検察官が一番受け容れやすいであろう事実レベルの説明に絞って簡潔な内容にしました）。その上で、被害者らウトロ住民にとって「不法占拠」と法廷で主張されたり報道で繰り返されたりすることが深刻な二次被害を生み出すこと、それを防ぐ必要性が高いことを強く説得しました。幸い、転勤による交替前の検察官はこの点に理解を示し、被害者や土地所有者の供述調書を作成して証拠調べ請求をしてくれました。そのため、弁護人も、検察官も、裁判官も、これらの証拠を前提として被告人質問を行い、弁護人を通じて供述調書を読んだのであろう被告人も、ウトロ地区が「不法占拠」ではないという証拠があることは理解した上で、証拠を見ても納得できないという応答を行っており、被告人の論理の独善性が浮き彫りになりました。このようにして、ウトロ地区が「不法占拠」であるなどという誹謗中傷がこの裁判をきっかけに繰り返されるという事態については、防ぐことができました（他方、ウトロ地区の住民が不法入国者であるかのような発言等、事実と反する被告人の発言は誰からも訂正されず、傍聴席で歯がゆい思いをしました）。

二つめについては、法廷で被告人自身が「いわゆるヘイトクライムや差別、それ以上のものとなっております」等と供述しており（被告人の供述調書にも同種の記載あり）、名古屋の民団や韓国学校等にも放火していることからしても、本件が一連のヘイトクライムであることは明らかでした。しかし、放火事件であれば公訴事実の中に動機が記載されることも多いにもかかわらず、本件の公訴事実には差別的動機については触られていませんでした。

そこで、冒頭陳述や論告に反映させ、ひいては判決に反映させるために、まずは、同志社大学社会学部の板垣竜太教授に意見書を作成していただきました。同意見書は、人種差別撤廃条約上の義務や政府が人種差別撤廃委員会に対して「人種主義的動機は、我が国の刑事裁判手続において、動機の悪質性として適切に立証しており、裁判所において量刑上考慮されているものと認識している。」（人種差別撤廃条約第7回・第8

回・第9回政府報告書パラグラフ93）と報告していること等を踏まえた上で、ヘイトクライム被害の深刻さと人種差別的動機の悪質性について、現在の日本社会の状況やウトロ地区の歴史を含めて論じたものであり、とても具体的説得的なものでした。そして、交替後の検察官（公判担当検事）に面談し、この意見書をお渡しするとともに口頭でもその意義を繰り返し説明しました。しかし、結局、冒頭陳述でも論告でも、公判担当検事は「韓国人に対する悪感情」という言及しなげず、本件がヘイトクライムであることを頑なに認めたくないかのようでした。

他方、ウトロの事件で2人、名古屋事件で1人の被害者が法廷で意見陳述され、通名を止めて本名で生きることを選んだ個人史や子どもたちの民族教育に対する思い、被告人質問で感じた思いや被告人に対する呼びかけ、燃やされた看板等に込められていたウトロ住民の思いやヘイトクライムが助長されることへの不安等、それぞれの被害者から切々と語られた内容には深く胸を打たれました。

判決は、「在日韓国朝鮮人が不当に利益を得ているなどとして嫌悪感や敵対感情等を抱くとともに」「自分が思うような排外的な世論を喚起したいなどと考へ」名古屋事件に及び、「より大きな事件を起こして強く世論を喚起したいなどと考へるとともに」ウトロ平和祈念館での看板の「展示と同館の開設を阻止しようなどとも考へ」京都事件に及んだもので、「主として、在日韓国朝鮮人という特定の出自を持つ人々に対する偏見や嫌悪感等に基づく、誠に独善的かつ身勝手なものであって、およそ酌むべき点はない。」と判示し、求刑通りの懲役4年を言い渡しました。偏見に基づき排外的な世論を喚起しようとしたということは認定されており、内容としては適切に評価されていたと思います。また、求刑通りという点も、求刑を前提とすれば重く量刑されたことになると思います。ただ、そうであるならば、端的に「差別」という言葉を使ってほしかったとは思っています。

なお、判決の中で、被害について、建物の数や焼損面積という物的な面だけではなく、「地域住民にとっての活動拠点が失われ、その象徴とされる立て看板等の史料が焼失」したことの精神的苦痛に言及されていた点については、被害の重大さを汲み取ってくれたものとして被害者にも評価されていました。

4 さいごに

刑事記録の謄写費用や意見書の作成費用など、人権救済基金の援助のおかげで持ち出しをせずに活動することができ、大変ありがたかったです。この場を借りて厚く御礼申し上げます。

これまで基金で援助した主な事件

1994年	外国人労働者未払賃金等請求事件
1995年	一条山開発許可処分取消請求事件 児童扶養手当資格喪失処分異議申立、取消請求事件 障害者雇用問題国家賠償請求事件（控訴） 家庭教師賃金支払等請求事件
1996年	障害者の刑事事件（上告） 医療従事者のC型肝炎感染損害賠償請求事件
1997年	市原野ごみ焼却場建設差止め請求事件 ヤコブ病損害賠償請求事件 桂高校制服問題事件
1998年	浮島丸公式陳謝等請求事件
2000年	在日韓国・朝鮮人の障害基礎年金不支給決定取消請求事件 日米不当利得返還請求事件
2001年	個人情報非訂正決定処分取消請求事件 大江山中国人強制連行・強制労働損害賠償等請求事件 レンタルハウス被害者救済事件 半鐘山開発許可取消審査請求・河川占有許可等取消審査請求事件 生活保護不当廃止損害賠償請求事件
2002年	ホームヘルパー養成講座事件 障害基礎年金についての生活保護変更決定処分取消請求事件
2003年	障害基礎年金不支給決定取消等請求事件（学生無年金裁判） 中国残留孤児国家賠償請求事件 医薬品副作用被害についての障害年金不支給決定取消等請求事件
2004年	障害厚生年金未給付国家賠償請求事件 洛西ニュータウンマンション建築工事差止等請求事件
2005年	在日韓国・朝鮮人の老齢年金不支給措置国家賠償請求事件 自衛隊イラク派遣差止等請求事件 薬害イレッサ西日本訴訟（損害賠償請求事件） 船岡山マンション建築確認処分取消審査請求事件
2006年	①遺族補償給付等不支給決定取消請求事件 ②労働災害損害賠償請求事件
2007年	船岡山マンション建設損害賠償請求事件 嘱託職員賃金差別事件
2009年	障害補償給付支給処分取消請求事件 入学金返還等請求事件
2010年	障害者自立支援法に基づく利用者負担免除等請求事件 ①外国人学校に対する強要・威力業務妨害等告訴事件 ②外国人学校に対する街頭宣伝活動禁止等仮処分申立事件 他 外国人学校に対する街頭宣伝活動禁止等請求事件 国家賠償請求事件（DVの被害届に関連する二次被害）
2011年	破産債権届出事件（障害者を多数雇用した企業が5か月足らずで破産） 地位確認等請求事件（偽装請負会社による解雇） 発達障害者の窃盗被告事件 損害賠償請求事件（アスベスト関連疾患） 水族館施設設置許可取消請求事件
2012年	人権救済申立事件（父子家庭に対する医療費支給制度等の不備）
2013年	大飯原発運転差止等請求事件 損害賠償等請求事件（福知山花火大会での爆発事故） 損害賠償請求等事件（原発事故に関する訴訟）

2014年	カネボウ白斑被害損害賠償事件
2015年	京都スタジアム建設に関わる都市計画公園事業認可取消請求事件 天ヶ瀬ダム再開事業公金差止等請求事件 生活扶助基準引き下げ処分取消請求事件
2016年	下鴨マンション建築風致許可取消請求事件
2017年	授業料等返還及び未払い賃金等請求事件
2018年	旧優生保護法に基づく被害回復請求事件
2020年	文書不開示決定処分取消等請求控訴事件 児童扶養手当支給停止処分取消請求訴訟 損害賠償請求（台風18号に伴う降雨による水害被害） 行政代執行に対する不服審査請求
2021年	児童扶養手当支給停止処分取消請求控訴訴訟
2022年	非現住建造物等放火被告事件
2023年	優生保護法一時金支給申請事件

※上記のうち、控訴や上告についても援助した事件があります。2023年3月末時点での援助件数は、79件です。

2022年度人権救済基金残高

科 目	予 算 額	決 算 額
I 一般正味財産増減の部		
1. 経常増減の部		
（1）経常収益		
寄付金等	1,300,000	1,511,058
会員寄付金	900,000	1,008,000
会員外寄付金	300,000	503,058
償還金等	100,000	0
雑収入	100	18
受取利息	100	18
経常収益計	1,300,100	1,511,076
（2）経常費用		
一般公益事業費	850,000	665,773
各センター活動費	820,000	640,999
雑費用	30,000	24,774
特別公益事業費	3,000,000	620,000
人権救済基金援助金等	3,000,000	620,000
経常費用計	3,850,000	1,285,773
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 2,549,900	225,303
評価損益等計	0	0
当期経常増減額	△ 2,549,900	225,303
2. 経常外増減の部		
（1）経常外収益		
経常外収益計	0	0
（2）経常外費用		
予備費	500,000	0
経常外費用計	500,000	0
当期経常外増減額	△ 500,000	0
当期一般正味財産増減額	△ 3,049,900	225,303
一般正味財産期首残高	2,938,905	2,938,905
一般正味財産期末残高	△ 110,995	3,164,208
II 指定正味財産増減の部		
当期指定正味財産増減額	0	0
指定正味財産期首残高	10,000,000	10,000,000
指定正味財産期末残高	10,000,000	10,000,000
III 正味財産期末残高	9,889,005	13,164,208

人権救済基金 Q & A

Human Rights Relief Fund NEWS Q&A

Q 人権救済基金とは、どのようなものですか

A 裁判を起こしたいけれど、お金がないという人のためには、法テラスの「法律扶助」制度があります。ところが、この制度は、訴訟をするための資力がないことの他に、裁判について勝訴する見込みがあることが条件になっています。

しかし、世の中には、いろいろな事件があって、例えば、消費者問題などの事件で、1人の損害が5万円ぐらいしかないときでも、その損害を立証するためには、手間も費用もかかる場合があり、弁護士費用も支払わなければなりません。事件によっては、裁判にかかった費用の方が裁判で認められる費用よりも多いという場合もあります。

そのような消費者事件の被害者が、例えば、100人であったとすれば、その事件の判決は、社会的に非常に大きな意味があります。

また、勝訴の見込みは少なくとも、その裁判を起こすこと自体が、制度や法律の改善に役立つと言う事件も少なくありません。

このように、裁判自体に、社会的な意義があるとか、人権の救済に広く役にたつような事件を、市民全体で応援しようというのが人権救済基金という制度です。

Q 具体的には、どのような事件が対象になるのですか

A 高齢者、子ども、身体障害者、精神障害者、外国人等の人権に関する問題、消費者被害問題、両性の平等に関する問題、民事介入暴力問題などの人権の保障が十分でない立場にある状態の人たちの人権に関する事件で、その解決が公益的な意義を持つ事件などが対象になります。

例えば、多数の被害者があり、原因が共通しているような医療過誤や薬害の事件、被害者が多数の製造物責任を問う訴訟、社会保障の不備を問う事件などが対象になります。

Q どのような援助がされるのでしょうか

A 審査のうえで、社会的に意義のある事件と認められたものについて、弁護士費用とか、訴訟印紙代とか訴訟の遂行費用などで、限度額80万円までが援助されます。

また、裁判だけでなく、公益的な意義のある事件であれば、相談、調査、資料の収集、講演、出版物の刊行などの費用も援助の対象になります。

この援助費用は、後で返還していただくことが原則にはなっていますが、普通は、返還が求められるのは事件が終わってからになりますし、事情によっては、返還の免除が認められますので、積極的に御利用下さい。

Q どこに援助を申し込めばいいのでしょうか

A 京都弁護士会の人権救済基金あてに申し込んで下さい。

Q 基金の有益なことは良く解りましたが、基金の財政は、現在どうなっていますか

A 2022年度末で、約1,316万円の繰越金がありますが、必要な援助をするためには、まだまだ十分ではありません。この制度は、市民のみなさんの寄付により成り立っておりますので、1口いくらからでも結構ですので、是非とも多数の市民により支えていただきたく、寄付についてもよろしく願いいたします。

「人権救済基金」への寄付をお願いします

この基金が有効に機能していくためには、まず財政基盤をしっかりと確立することが大切です。そのためには、市民一人ひとりの善意によって、この制度を支えていただくことが必要です。多くの方々のご寄付を心よりお願いします。金額はいくらでもけっこうです。

※寄付いただいた際に得た個人情報、事務処理のために使用する他、当弁護士会が主催する行事の案内物やその他の発行物をお送りする以外には使用いたしません。

寄付先（郵便振替口座）

京都 01050-3-8313

名称：京都弁護士会人権救済基金

▶ QRコードで簡単アクセス！

QRコードをスマートフォン・携帯電話で読み取ってください。京都弁護士会のサイトに簡単にアクセスできます。ぜひブックマークにご登録ください。

